

ふじみ野市告示第232号

ふじみ野市立児童発育・発達支援センター運営業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託者を公募するので、下記のとおり公告する。

令和7年6月30日

ふじみ野市長 高 畑



記

1 業務概要

- (1) 業務名 ふじみ野市立児童発育・発達支援センター運営業務委託
- (2) 業務内容 ふじみ野市立児童発育・発達支援センター運営業務委託仕様書に基づく業務
- (3) 履行期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 形態が単体企業であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年ふじみ野市告示第250号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書の提出期限の日から随意契約締結の日までの期間にふじみ野市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成18年ふじみ野市告示第284号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (6) ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則（平成17年ふじみ野市規則第61号）第3条に規定するふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者であること。
- (7) 過去5年間（令和2年度から令和6年度までの期間）に国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注する本業務と同種又は類似の業務の受託実績があること。この場合の受託実績については、ふじみ野市と契約権限を有する者以外の本支店等の完成実績を含めるものとする。
- (8) 本業務の実施に当たり、専任の現場責任者を置くことができる者であること。

と。

- (9) 現場責任者は、本業務と同種又は類似の業務の履行実績を有し、3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

3 プロポーザル提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 専門分野別の専門職員の状況
- (2) 同種又は類似の業務の実績
- (3) 配置予定の現場責任者の資格、経歴及び手持ち業務の状況
- (4) 当該業務の実施体制

4 プロポーザル提案書の評価基準

- (1) 配置予定の現場責任者の経験及び能力
配置予定の現場責任者の資格、同種又は類似業務の実績内容、手持ち業務の状況及び担当した業務の業務成績
- (2) 業務実施方針及び手法
仕様書の理解度、実施方針の妥当性及び実施手法の妥当性

5 手続等

(1) 担当部局

〒356-0011

埼玉県ふじみ野市福岡一丁目2番5号

ふじみ野市こども・元気健康部子育て支援課児童発育・発達支援センター

電話番号 049-293-7874 (直通)

ファックス番号 049-293-7875

(2) 実施要領等の公表・配布について

ア 交付期間 令和7年6月30日(月)から令和7年7月9日(水)まで

イ 場所 こども・元気健康部子育て支援課児童発育・発達支援センター
(ふじみ野市ホームページ)

ウ 方法 窓口で交付(ホームページ上にて公開)

(3) 参加表明書の受領について

ア 受領期限 令和7年7月9日(水)午後5時

イ 提出場所 こども・元気健康部子育て支援課児童発育・発達支援センター

ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留)

(4) プロポーザル提案書の受領について

ア 受領期限 令和7年8月4日(月)正午

イ 提出場所 こども・元気健康部子育て支援課児童発育・発達支援センター

ウ 提出方法 持参又は郵送(簡易書留)

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

免除

(3) 契約書作成の可否

要

(4) 関連情報を入手するための照会窓口

5 (1)に同じ

(5) 詳細説明

本プロポーザルに係る詳細な説明は、本業務に係るプロポーザル実施要領等にて確認すること。

